県支援事業活用　　令和７年度版

米沢市住宅リフォーム等各種補助金制度のご案内

米沢市住宅リフォーム支援事業費補助金

◆助成内容

①Ⅰ～Ⅲの世帯は、対象工事を含む全体工事費の２０％（限度額３０万円）

Ⅰ　移住世帯

・令和２年４月１日以降に県外から市内に移住した世帯員がいる世帯

・平成２３年３月１１日から令和２年３月３１日までの間に東日本大震災の被災地（岩手、宮城、福島の各県に限る）から移住した世帯員がいる世帯

Ⅱ　新婚世帯

・申請日において、婚姻してから５年以内の世帯

Ⅲ　子育て世帯

・平成１９年４月２日以降に出生した世帯員が３人以上いる世帯

②上記以外の世帯は、対象工事を含む全体工事費の１０％（限度額１５万円）

《共通事項》

◆対象者

①市内に自ら居住する住宅または居住予定の空き家等について、米沢市内に本店を有する施工業者とリフォーム工事等の契約をする方で、市税の滞納がない方。

②令和８年２月９日までにリフォーム工事等の完了届を提出できる方。

◆対象工事

・以下の４つの要件工事のいずれかを含み、工事費の総額が１０万円以上となるもの。

・県の定める基準点で１０点（工事費が５０万円未満の場合は５点）以上となるもの。

①寒さ対策・断熱化（ヒートショック対策）②バリアフリー化工事　③克雪化工事

④県産木材を使用する工事

（注）令和７年度に以下の制度を利用する工事で、本補助制度と工事内容が異なるものは補助対象になります。

- 介護保険制度に伴う住宅改修（高齢福祉課）
- 米沢市公共下水道普及促進補助金（水道課）
- 米沢市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金（下水道課）
- 米沢市空き家・空き地利活用支援事業補助金（建築住宅課）
- 米沢市融資あっせん及び利子補給制度（業務課）

裏面へつづく

◆**提出書類**　＜詳細は、交付申請書の裏面をご覧下さい＞

【申請時】交付申請書、基準点チェックリスト、工事図面、工事見積書、着工前写真、市税の納付に関する証明書、住民票の写し、暴力団排除に関する誓約書

※県産木材使用で基準点を満たす場合：県産木材使用量計算書（申請用）

【完了時】完了届、工事契約書の写し、工事代金の領収書の写し、補助金振込依頼書兼委任状（申請者以外を振込先とする場合は同居家族のみ可能です）、預金通帳等の写し（名義人、銀行支店名、口座番号がわかるところ）、工事中及び工事完了時の写真

※県産木材使用で基準点を満たす場合：県産木材使用量計算書（完了用）、やまがた県産木材利用センターが発行する販売管理表の写し

◆**受付開始日**

令和７年４月１日（火）～（先着順で予算がなくなり次第終了）

米沢市住宅耐震改修事業費補助金

◆**対象工事**

市内に自ら所有し居住する木造住宅のうち、一定基準を上回る耐震改修工事で、工事費の総額が１０万円以上になるもの（ソフト等による耐震診断が必要です。）

（注）耐震改修工事の補助は、リフォーム工事等の補助と合算可（工事内容が異なるものは補助対象になります。）

◆**助成内容**

工事費の８／１０で限度額１２０万円（減災対策工事は限度額３０万円）

◆**提出書類**

申請にあたっては、事前協議が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

◆**受付開始日**

令和７年６月２日（月）～（先着順で予算がなくなり次第終了）

問い合わせ先等

◆**申込書の配布先**

米沢市役所２階建築住宅課（市のホームページからダウンロードも可能です。）

◆**その他**

交付決定通知を受ける前に、補助事業に係る工事請負契約を締結し着工しているもの、建築確認申請が必要な工事にあっては、確認済証の交付を受けていないものは、助成の対象になりません。建物を解体して、増築するような工事は対象にならない場合がありますので事前にご相談ください。申請後の増額変更は認められません。

◆**担当**　　米沢市役所 建築住宅課建築指導担当　電話０２３８（２２）５１１１